

健対第1176号
令和5年12月25日

富山県医師会長
各都市医師会長 殿

富山県厚生部長

新型コロナをはじめ発熱患者への幅広い医療機関による対応のお願い

日頃より、本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行については、県内371の医療機関に外来対応医療機関としてご対応をいただいており、感謝申し上げます。

一方で、「外来対応医療機関において発熱患者が診てもらえず、近隣の医療機関に集中している。」とのご指摘が一部の医療機関から寄せられているところです。

つきましては、厚生労働省リーフレット「位置づけ変更後の応招義務の考え方について」を改めてご確認いただき、新型コロナをはじめ発熱患者への対応にご配慮をいただきますよう、会員の皆さまへのご周知をよろしくお願いいたします。

厚生労働省リーフレット「位置づけ変更後の応招義務の考え方について」

(以下のURLからご参照ください。7ページ目)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092714.pdf>

事務担当：健康対策室感染症対策課
新型コロナウイルス対策班 野田
TEL：076-444-3556